

# 門上コレクションの銘書について

鈴木 悠

## はじめに

銘書とは<sup>みがら</sup>厨子に記され、もしくは刻まれた墓誌銘である。その記載内容については時期・身分・地域によってバリエーションが存在するが、基本的には被葬者名、位階、死去・洗骨年月日などが記される。その目的は被葬者についての上記の情報を文字に記すことによって、被葬者の個性を保存することにある。銘書の登場は古琉球期に始まり、国王を中心とした支配者層にのみ使用されていたと考えられる。近世に入り、崇禎9年(1636)に島津家の要請で宗門改を実施すると、人口把握のため琉球国内でも戸籍が作られるようになり、これが契機となって<sup>じかた</sup>地方に居住する人々の名前・年齢が明記されるにいたった<sup>1</sup>。これ以降、地方において銘書が登場するようになったと理解されている<sup>2</sup>。ただし、この宗門改をもって沖縄島各地で記銘の習慣が定着したわけではなく、実際には康熙28年(1689)の系図座設置以降の近世的身分制度の確立以降に士族層から地方役人層へ波及し、次第に浸透していく状況であった。

銘書を体系的に整理・分類し、沖縄における墓誌研究の先鞭を付けたのは平敷令治である。平敷は沖縄の祖先祭祀の諸相を総括するにあたって沖縄の墓誌に着目し、その整理と分析を行った<sup>3</sup>。平敷は、墓誌の分類と銘書の書式には時代的変遷があり、銘書の受容時期には地域差があることを明らかにした<sup>4</sup>。この平識による研究によって沖縄における墓誌研究の基礎が築き上げられた<sup>5</sup>。一方、体系的な墓誌研究以外に古墓調査の一環として被葬者の属性や被葬者間の関係性を明らかにするために銘書の分析もこれまで行われてきた<sup>6</sup>。また、その他には厨子の編年と銘書の分析を組み合わせることで、系図を持たない百姓身分の家族史の復元を試みた安里進の研究がある<sup>7</sup>。本論はこれらの成果をもとに門上コレクションの厨子に記された銘書を概観し、そのなかから特徴的な資料を紹介するものである。

## 門上コレクションの銘書の概観

門上コレクションにおける厨子の総数は239点で、今回筆者が確認をした資料は230点である。その内、132点の資料に銘書の記載が認められた。

銘書の分析から見える全体的な傾向としては大半が沖縄島の全域から得られた資料で、次に八重山の資料が続くと考えられる。沖縄島の資料については首里・那覇を中心とする一帯、今帰仁、羽地間切を中心とする北部一帯、美里・越来間切を中心とする中部一帯より収集したと考えられる資料が主で、その他の地域の資料は少ない。また、八重山につい

すずき ゆう

ては石垣島のみ資料であると考えられる。

このように収集地に若干の偏りが生じた原因には次の理由が考えられる。まず、第一に銘書を記すという習俗の受容の問題である。上述したように記銘習俗は首里王府の支配者層を中心に始まり、地方へと波及したという経緯がある。そして、その受容のあり方と受容時期については、沖縄島のように記銘習俗が全域で確認できる地域であっても、いわゆる村墓や門中墓において全く記銘した資料が確認されない事例もあり、均一化されることはなかった<sup>8</sup>。第二に収集先が湧田・壺屋、知花、古我知、八重山の諸窯に近い地点であることが想定されることから、これらの窯に関連する資料として厨子を収集したために資料に偏りが生じた点が考えられる。ただし、留意しなければならない点として、厨子は墓の移転や墓室内の整理などに伴い移動する性質を持つ資料であるという点である。該コレクションは出土資料とは異なり、収集地点が明確ではない。したがって、銘書に記載された地名等がそのまま収集地点を示すとは限らないのである。

以上のように収集地域の偏りと収集地の不明確さといった問題点があるとはいえ、それが門上コレクションの文字資料としての価値を損なうものではない。該コレクションの銘書についての特徴は収集した地域の多様さと、比較的報告数の少ない階層の資料を多分に含んでいる点にある。例えば八重山の資料は沖縄島の資料に比して報告された事例数が少ないため、八重山における墓誌研究に必要な不可欠な資料であるといえる<sup>9</sup>。また、首里王府の宰相である三司官の厨子のように王族以外の上級士族の葬墓制を知るうえで重要な資料も含まれる。このように門上コレクションの銘書資料の資料的価値は極めて高いといえる。

## 資料紹介

本項では資料群を主に地域別に分類し、門上コレクションの銘書のなかで特徴的な資料を以下で紹介したい。なお、分類困難な資料や不確実な資料は分類の対象から除外した。また、上述したように本資料群は出土資料ではないため、銘書の記載と収集地点に相違がある可能性もあらかじめ指摘しておきたい。

### 1 首里士族の厨子（三司官稻嶺親方盛方）

#### ① (No. 004)

(原文) 〈身〉 法司翁氏稻嶺親方盛方号瑞雲 / 大清康熙五十三年甲午五月廿六日卒 / 盛方室武氏号温心 / 大清康熙五拾七年戊戌九月十六日卒 / 同雍正五年丁未季秋日納骨

(解説) 首里士族・翁氏稻嶺家。康熙 53 年 (1714) に稻嶺親方盛方 (瑞雲) が死去し、康熙 57 年 (1718) に盛方の室である武氏 (温心) が死去した。雍正 5 年 (1727) に両人が該厨子に納骨されたと考えられる。なお、法司とは首里王府の宰相で

ある三司官の漢文表記である。

本資料の銘書は線刻であり、記載形式は家譜のそれと類似点が認められる。とりわけ「大清」の箇所を一字<sup>たいとう</sup>擡頭している点は極めて文書表現といえる。首里の上級士族の葬墓制を知る上で重要な資料であり、銘書と家譜との関連性を知る上でも重要な資料といえる。

## 2 那覇士族の厨子（班氏外間家）

### ① (No. 040)

(原文) 〈身〉 乾隆二十年乙亥正月十二日死去 / 次男外間筑登之親雲上 / 守保妻 / 妻

(解説) 乾隆 20 年 (1755) に次男・外間筑登之親雲上守保の妻が死去した。

### ② (No. 158)

(原文) 〈蓋〉 乾隆二十四年己卯五月三日 / 外間筑親雲上守譜 / 洗骨 / 乾隆二十四年己卯五月三日外間筑親雲上洗骨 〈身〉 〈判読不能〉 / 筑 〈判読不能〉

(解説) 乾隆 24 年 (1759) に外間筑登之親雲上守譜が洗骨された。

### ③ (No. 168)

(原文) 〈蓋〉 乾隆貳拾七年壬午 / 六月二日洗骨 / 守長 / 妻 / 嫡子外間筑親雲上 / 妻 / 守長夫婦明治二十■〔六ヵ〕年入調

(解説) 乾隆 27 年 (1762) に嫡子・外間筑登之親雲上守長の妻が洗骨され、明治 20 年代 (1887 ~ 1896) に守長が合葬された。

### ④ (No. 044)

(原文) 〈身〉 班廷爵 / 外間筑登之親雲上守長女真多知 / 乾隆四十年乙未八月廿日洗骨 / 〈判読不能〉 守長真多知

(解説) 乾隆 40 年 (1775) に外間筑登之親雲上守長 (班廷爵) の娘である真多知が洗骨された。「班廷爵」は守長の唐名であり、この記載からも外間家が班氏であることがわかる。

### ⑤ (No. 0-12)

(原文) 〈蓋〉 乾隆四拾七年死次男外間筑登之親雲上守福女子真蒲戸 / 守福三男守全 / 守福夫婦 / 明治四五年旧五月廿五日 / 四人合葬<sup>0</sup>

(解説) 乾隆 47 年 (1782) に次男・外間筑登之親雲上守福の娘である真蒲戸が死去し、明治 45 年 (1912) に守福夫妻と守福の三男である守全が合葬された。

### ⑥ (No. 139)

(原文) 〈蓋〉 守将 / 道光貳拾五年乙巳十一月十八日洗骨嫡子外間筑親雲上守承嫡子樽金守将 〈身〉 樽金守将

(解説) 道光 25 年 (1845) に嫡子・外間筑登之親雲上守承の嫡子である守将 (樽金) が洗骨された。身に記された「樽金守将」は蓋の字と書体が異なるため、後年に書き加えられた可能性がある。

⑦ (No. 062)

(原文) 〈蓋〉 道光二十七年丁未八月三日十世 / 嫡子外間筑登之親雲上守張 / 洗骨 / 大正九年吉日合葬 / 守張及妻同女子 / 守富并妻及守晋妻不明以上合葬 / 咸豊五年乙卯七月廿四日 / 守張外間筑登之親雲上 / 室洗滑 [ママ] 〈身〉 守張 / 同妻 / 守張 / 道光二十七年丁未八月三日十世嫡子外間筑登之親雲上守張洗骨 / 咸豊五年乙卯七月廿四日洗骨守張妻

(解説) 道光 27 年 (1847) に十世嫡子・外間筑登之親雲上守張が洗骨され、咸豊 5 年 (1855) に守張の妻が洗骨された。大正 9 年 (1920) に守張夫妻に加えて、守張の女子、守富夫妻、守晋の 4 人が合葬された。ただし、守晋については妻の厨子が分からなかったためか「妻不明」と記されている。

⑧ (No. 111)

(原文) 〈蓋〉 大清同治十年辛未十一月十五日 〈判読不能〉 ■間筑 〈判読不能〉 ■■■日同人妻 〈身〉 守善 / 同妻 / 大清同治十年辛未十一月十五日嫡子 / 外間筑登之守善并同人妻洗骨

(解説) 同治 10 年 (1871) に嫡子・外間筑登之守善と守善の妻が洗骨された。

⑨ (No. 148)

(原文) 〈蓋〉 西村外間筑登之親雲上守敕 / 光緒十一年乙酉十月廿五日洗骨 / 光緒十一年乙酉十月廿五日洗骨 / 外間筑登之親雲上守敕 / 守敕孫次良小樽金 / 明治廿五年旧五月廿五日守敕妻洗骨 〈身〉 守敕 / 妻

(解説) 光緒 11 年 (1885) に那覇の西村に籍を持つ外間筑登之親雲上守敕が洗骨され、その際に守敕の孫の次良と小樽金も洗骨されたと考えられる。明治 25 年 (1892) には守敕の妻が洗骨された。

⑩ (No. 056)

(原文) 〈身〉 〈判読不能〉 ■■六日嫡子外間筑親雲上守熙女子真嘉戸 / 守熙妻 / 女子■■■■ / 合葬 / 明治四■■■■ / 旧五月■■■■ / ■■■ (判読不能)

(解説) 判読不能箇所が多く、具体的な年代は不明だが、嫡子・外間筑登之親雲上の女子である真嘉戸が死去もしくは洗骨され、明治 40 年代 (1907 ~ 1912) に守熙の妻と女子が合葬されたと理解できる。

⑪ (0-11)

(原文) 〈身〉 大正十四年乙丑又四月廿八日外間 [欠損] 妻カマド洗骨ス / 後妻

(解説) 大正 14 年 (1925) に外間某の後妻であるカマドが洗骨された。ちなみに「又四月」とは「閏四月」と同義である。

⑫ (No. 187)

(原文) 〈蓋〉 昭和四年旧六月二十五日死去外間ツル / 享年二六才

(解説) 昭和 4 年 (1929) に外間ツルが 26 歳で死去した。

以上の12点の資料が那覇士族・班氏外間家の資料であると考えられるが、⑪、⑫は被葬者が女性であり名乗りが確認できないため不確実である。また、全ての資料が同一の墓から得られたかどうかについても不明である。ただし、被葬者の死去・洗骨年が乾隆20年代から戦前期まで連続している点、ほとんどの厨子が近代以降に夫婦もしくは近親者を合葬している点で共通しているため、同一グループとして判断した<sup>11</sup>。那覇四町周辺の墓群から得られた資料として理解できるだろう。

班氏外間家の資料的特徴としては上述したように、近代期に行われた被葬者の整理に伴う銘書の書き加えにあるといえる<sup>12</sup>。このように近代期に被葬者の整理を行う事例はこれまでに何例か確認されており、その背景には琉球処分以降の社会不安が反映されているとの指摘もあり、人々と墓との関わりを知る上でも重要である<sup>13</sup>。

### 3 沖縄島北部の厨子

#### ① (No. 058)

(原文) 〈蓋〉 同治十年辛未 / 十月二十八日 / 古我知親雲上

(解説) 同治10年(1871)に古我知親雲上が死去もしくは洗骨された。古我知は羽地間切の地名であり、また古我知を名乗る士族も管見の限り見当たらないため羽地間切に籍を持つ百姓身分の人物であると考えられる。

#### ② (No. 073)

(原文) 〈蓋〉 伊差川村新城用■ / 夫婦

(解説) 年代不明。羽地間切伊差川村の新城某夫妻が収められている。近世期の銘書の特徴として地方の村名が登場する場合は被葬者がその村の正規の構成員、つまり百姓身分の人間である時だけである<sup>14</sup>。従って本資料の被葬者は羽地間切の伊差川村に籍を持つ百姓身分であることがわかる。

#### ③ (No. 090)

(原文) 〈蓋〉 同治十一年壬申六月 / 十八日羽地間切親川村 / 故仲尾筑親雲上 / 〈判読不能〉 十八日死去親川村仲尾■親雲上 / 故仲尾筑親雲上 〈身〉 同治十一年壬申六月十八日死去 / 羽地間切親川村故仲尾筑親雲上

(解説) 同治11年(1872)に羽地間切親川村の仲尾筑登之親雲上が死去した。本資料も②の資料と同様に村名が記されているので被葬者が百姓身分の人物であることがわかる。

#### ④ (No. 106)

(原文) 〈身〉 仲尾■村 / 宮■筑之

(解説) 一部判読不能箇所があるが、羽地間切の仲尾次村であると推測される。本資料も上述の理由で被葬者が百姓身分であることがわかる。

以上の資料は全て羽地間切に籍を持つ百姓身分の銘書である。銘書の記載形式と内容自体は一般的な百姓身分のそれと同様である。①の資料に古我知の名が現れる通り、羽地間切は古我知焼の窯が置かれた地域である。これらの資料は古我知窯に関連する資料として収集されたと推察される。

#### 4 沖縄島中部の資料

① (No. 066)

(原文) 〈身〉 大清■乾隆四拾七年 / 壬寅七月八日先清 [ママ] / 前天願村■■■ / かな池原

(解説) 乾隆 47 年 (1782) に具志川間切天願村のかな池原が洗骨された。かな池原のように「名+姓」の表記をする場合は、その人物は無位階の人物である。無位階の状態は百姓身分にのみ起こりうるため、この表記をする人物は百姓身分である。

② (No. 140)

(原文) 〈蓋〉 石川村 / 石川筑登之

(解説) 美里間切石川村の石川筑登之が収められている。村名が記されているため石川筑登之は百姓身分である。

③ (No. 159)

(原文) 〈蓋〉 大清乾隆拾九 / 年甲戌八月十一日 / 美里間切石川村祢神親 / 女かな / 美里間切石川村 / 祢神母親 / 女かな

(解説) 乾隆 19 年 (1754) に美里間切石川村の祢神母親(かな)が死去もしくは洗骨された。一部に取消線が引かれている。

④ (No. 164)

(原文) 〈蓋〉 乾隆四十二年丁酉 / 十月十九日此寺ニ入 / 越来村前夫地頭 / 伊礼大屋子 / 同人 / 妻 〈身〉 喜屋武にや / 同人妻 / 同人■男 / かな

(解説) 乾隆 42 年 (1777) に越来間切越来村の前職の夫地頭であった伊礼大屋子と同人の妻が合葬された。厨子の身には喜屋武にやと同人の妻、同人男子のかなの名前が記されているが蓋の伊礼大屋子夫妻との関係は不明。蓋と身のセットが異なる可能性がある。

⑤ (No. 172)

(原文) 〈身〉 美里村川の■仁■ / 平良にや

(解説) 美里間切美里村の平良にやが収められている。判読不能箇所には屋号が記されると推察される。

⑥ (No. 180)

(原文) 〈蓋〉 東り池ノ二男 / 樽 / 越来村四百六十一番地四九七 / 家号具志川 / 明治参

拾六年■卯十月廿一日亡〈判読不能〉〈身〉明治参拾六年癸卯十月廿一日亡  
高江洲樽家号具志川

(解説) 明治36年(1903)に越来間切越来村の「東リ池」の次男である高江洲樽(屋号:具志川)が死去した。近代の資料であるため、カタカナの使用や住所の記載などが登場する。

以上の資料が沖縄島中部の資料だが、北部の資料と同様に近代の資料を除けば銘書の記載形式と内容は一般的なものである。なお、近世期の資料で③⑤のように屋号が記されるものは士族の銘書には見られず、百姓身分にのみ見られる記載である。

## 5 八重山士族の厨子

### ① (No. 001)

(原文) 〈蓋〉拾壹世大濱當賁大正三年甲寅三月十六日大正七年戊■七月廿四日洗骨  
〈身〉判読不能

(解説) 松茂氏・大濱家。十一世の大濱當賁が大正3年(1914)に死去し、同7年(1918)に洗骨された<sup>15</sup>。該資料は近代期の資料だが、記載内容・形式ともに近世期とほぼ同様である。

### ② (No. 046)

(原文) 〈蓋〉〈欠損〉夢善童子 / 〈欠損〉筆者宮良仁屋 / 〈欠損〉保久利光緒十一 / 年  
〈欠損〉六ツ時分死去 / 享年〈欠損〉〈身〉■■■仮筆者宮良仁屋用著之長男 /  
如幻示夢善童子 / 保久利光緒十一年乙酉年六月初八日六ツ時分死去享年六

(解説) 錦芳氏・宮良家。仮筆者の宮良仁屋用著の長男である保久利(如幻示夢善童子)が光緒11年(1885)に死去した。保久利は童名で如幻示夢善童子は戒名である。

父の宮良仁屋は保久利の死亡時に仮筆者の役に就いていたため、その役職名が名前の上に冠してある。士身分が役職名を明記する点は宮古・八重山士族の特徴といえる。

### ③ (No. 186)

(原文) 〈身〉雍正十年癸丑七月十三日 / 道性幻露善童子 / 若文子いりい之大濱にや二  
男 / かま戸

(解説) 氏名不明・大濱家。雍正10年(1732)に若文子職で屋号「いりい」の大濱にやの次男であるかま戸(道性幻露善童子)が死去もしくは洗骨された<sup>16</sup>。被葬者は童名のみ記載であり、かつ戒名に童子が使用されていることから成人前に死去したことがわかる。被葬者の父が名前の前に役職名を冠している点は②と同様。

④ (No. 188)

(原文) 〈蓋〉頭大浜親雲上當著室真和津寿徳沙恵信女明治廿六年癸巳旧六月三十日卒  
寿七十七明治三十三年庚子旧潤〔閏ヵ〕八月七日洗骸

(解説) 松茂氏・大濱家。頭職の大濱親雲上當著の室である真和津（寿徳沙恵信女）が明治26年（1893）に77歳で死去し、明治33年（1900）に洗骨された。なお、大濱當著は琉球処分期に大濱間切の頭職を勤めた人物である。本資料は八重山の上級士族の葬墓制を知る上で重要といえる。

⑤ (k-7・0-12)

(原文) 〈蓋〉啓心祖道信士 昭和七年壬申新四月廿三日大浜當芳逝去享年四十三、昭和十九年十二月五日洗骨改葬〈身〉故大浜當芳／啓心祖道信士／故大浜當芳／享年四十三／昭和七年四月廿三日■〔逝ヵ〕■／昭和十九年十二月五日洗骨／■（石）八エ山

(解説) 松茂氏・大濱家。昭和7年（1932）に大浜當芳（啓心祖道信士）が43歳で死去し、昭和19年（1944）に洗骨された。なお、身の内側には「判」のような記号とカタカナ交じりで「八エ山」と記されている。この記載は被葬者側によるものではなく、生産者もしくは流通側によって記されたものと推測される。つまり、「判」が生産者を示し、そこで作られた厨子が八重山へ輸送されるにあたって識別のために記されたと考えられる。戦中期における厨子の流通の一端を知る上で重要である。

⑥ (k-3)

(原文) 〈蓋〉正寿妙浄大姉、一九六〇年二月廿三日死去大浜モウシ享年九十■■■

(解説) 氏名不明・大濱家。1960年に大浜モウシ（正寿妙浄大姉）が90代で死去した。元号が使われず西暦のみの記載である。このような資料は戦後の資料に多く見られる。

⑦ (k-4)

(原文) 〈蓋〉■■之頭宮良親雲上當宗明治参拾丁酉年旧八月貳拾九日卒去同参拾■〔四ヵ〕辛丑年旧拾■月■日洗骨■■■寿六拾五歳／當宗室久屋真合葬

(解説) 松茂氏・宮良家。頭職の宮良親雲上當宗が明治30年（1897）に65歳で死去し、明治34年（1901）に洗骨された。また、年代は不明だが當宗の室である久屋真が合葬されている。當宗は最後の宮良間切の頭職を勤めた人物で、④で挙げた大浜當著の甥にあたる。本資料も八重山の上級士族の葬墓制を知る上で重要である。

以上が八重山士族の銘書であるが、一部の資料を除き、松茂氏の大浜・宮良家の資料と錦芳氏の宮良家と八重山士族の有力な門中の資料に偏る。とりわけ、松茂氏の資料には頭職を勤めた人物とその妻の厨子が含まれており、被葬者は八重山士族のなかでも上級に位



置する人々である。そのため、このグループの銘書の分析は八重山の上級士族に限定されたものである。これらの資料に共通している点は役職に就いた士族男性の場合、名前の上に役職名を冠する点、②⑦を除いた資料に戒名が用いられている点である。名前に役職名を加えた表記をするのは宮古・八重山の公文書や家文書でも確認でき、この書式が反映されたものと見られる。戒名については桃林寺との関係が窺え、八重山士族と仏教寺院との関わりを知る上で重要である。

## 6「厨子」の名称に関する銘書

### ① (No. 067)

(原文) 〈蓋〉 乾隆拾貳年乙寅卯八月廿二日石川筑登之親雲上洗 / 此壺ニ孫龜混安座仕也 / 乾隆貳拾八年癸未九月廿五日 ■石川筑登之妻洗骨 / 乾隆拾二年 / ■卯八月二十二日 / 石川筑登之親雲上 / 此墓戌年ニ石川筑登之親雲上仕立之

(解説) 乾隆12年(1747)に石川筑登之親雲上が洗骨された際に孫の亀が合葬され、乾隆28年(1763)に石川筑登之親雲上の妻が洗骨された。本資料では厨子を指す言葉として「壺」という表現が使われている。なお、具体的な年代は不明だが被葬者の石川筑登之親雲上が戌年にこの「壺」が収められた墓を仕立てた旨も記されている。

### ② (No. 120)

(原文) 〈身〉 大清乾隆二年 / 丁巳十月十九日根人島袋 / 此石に骨取置申也 / 女房こせい

(解説) 乾隆2年(1737)に根人・島袋と女房のこせいが合葬された。本資料は赤焼御殿型であるが、銘書では「石」と表現されている。これは赤焼御殿型の祖型が石厨子であったことを示す証左である<sup>17</sup>。

### ③ (No. 164)

(原文) 〈蓋〉 乾隆四十二年丁酉 / 十月十九日此寺ニ入 / 越来村前夫地頭 / 伊礼大屋子 / 同人 / 妻

(解説) 本資料では厨子を指す言葉として「寺」という表現が使われている。これまで御殿型の呼称のひとつに「ティラジーシ」があるということは上江洲均らの報告によって知られていたが、その根拠となる資料は提示されていなかった<sup>18</sup>。本資料はその裏付けとなるものである。

以上が「厨子」の名称に関する資料である。これらの資料からもわかるように「厨子」を示す呼称は様々ある。上に挙げた例でいえば、「壺」は甕型厨子の形状から来る呼称であり、「寺」は意匠から来る呼称である。「石」については、本来は材質に由来する名称だが、今回の事例においては「継承されたイメージ」に基づく呼称といえる。

## 7 銘書の判読によって修正可能な資料

① (No. 0-12) 〈蓋〉 乾隆四拾七年死次男外間筑登之親雲上守福女子真蒲戸/守福三男守全/守福夫婦/明治四五年旧五月廿五日/四人合葬〈身〉 故大浜當芳/啓心祖道信士/故大浜當芳/享年四十三/昭和七年四月廿三日 ■〔逝カ〕 ■/昭和十九年十二月五日洗骨/■(石) 八重山

(No. K-7) 〈蓋〉 啓心祖道信士昭和七年壬申新四月廿三日大浜當芳逝去享年四十三、昭和十九年十二月五日洗骨改葬〈身〉〈判読不能〉洗骨 / 〈判読不能〉信女 / 〈判読不能〉■■■〔三十六カ〕年卯三月■■日■■洗骨

上記2点は既に挙げているが、ここでは蓋と身のセット関係が合わない資料として取り上げたい。銘書の内容を見ると No. K-7 の蓋と No. 0-12 の身の記載が一致する。おそらく、収集後にセットが崩れたと考えられる<sup>19</sup>。このように銘書の分析は資料のセット関係を検証する際に有効な手立てとなり得る。

## まとめにかえて

以上、具体例を挙げながら門上コレクションの銘書を概観してきた。今回明らかになった点は、厨子の形状自体は「特殊」なものが多く見られる。しかし、沖縄島全域と八重山の資料を概観してみても、銘書の記載形式と内容ともに細かい部分での差異は見られるが、基本的な部分においては共通する。これは銘書を記すという習俗が家譜編纂や祖先祭祀と同様に王府主導のもと政策的に導入されて発展したものであることに起因するといえる。地方においても士族文化の受容を志向した地方役人層が導入した経緯を持つため、士族層の記す銘書とほとんど変わらない銘書が記されるようになったと考えられる。また、今回得られた成果として重要なのは八重山の上級士族が沖縄島の士族と同様の銘書を記していたことが明らかになった点である。従来の墓誌研究において宮古・八重山の状況については報告資料が少なかったため「空白」の状況だった<sup>20</sup>。今回得られた成果は八重山における墓誌研究の端緒となりうるだろう。

今後の課題として、門上コレクションについては、資料としての価値を高めるため、更なる調査を行いセット関係の誤りを修正する必要がある。墓誌研究については八重山の百姓身分の銘書の習俗を巡る状況が依然として不明である。また、宮古については全体の資料状況そのものが不明である<sup>21</sup>。そのため、引き続き事例収集を行いつつ研究を進めていく必要がある。沖縄の墓誌研究は近年の大規模開発に伴う近世墓群の発掘調査により資料数が飛躍的に増加しているものの、資料数の増加に研究が追いついていない状況である。今回の門上コレクションの公開によって沖縄の墓誌研究が進展することが期待される。筆者自身も上記の課題に取り組み研究を進展させていきたい。

本論執筆にあたって倉成多郎氏に資料閲覧等でご協力いただいた。この場を借りてお礼申し上げたい。

- 1 近世琉球において首里・那覇を町方(まちかた)と呼ぶのに対して、それ以外の地域は地方(じかた)と呼ばれた。本論では以降、特に断りの無い限り「地方」は「じかた」と読ませる。
- 2 沖縄県地域史協議会編『シンポジウム南島の墓 沖縄の葬制・墓制』沖縄出版1989、p117
- 3 平敷令治1985「沖縄の墓誌」成城大学民俗学研究所編『民俗学研究所紀要』第9集、pp. 51-80
- 4 平敷は沖縄における墓誌の種類を次の7種類に分けた。①厨子銘②誌板③板金記④石碑・石扉・壁石・石額⑤瓦位牌⑥墓中符である。本論の銘書とは平敷分類での①厨子銘を指す。
- 5 平敷以降の墓誌研究の研究状況は、萩尾俊章が「沖縄の墓誌に関する調査覚書」沖縄県教育委員会編『文化課紀要』17号pp. 29-44、2001で自身の調査成果をもとに平敷論の補強を行った。また、筆者は「近世琉球における百姓身分の銘書の変遷について―浦添市内出土資料の検討を中心に―」浦添市教育委員会編『よのつち』10号pp. 59-69、2014で浦添市の出土資料を事例に平敷論の再検討を行った。
- 6 代表的なものに、高良倉吉「玉御殿の石厨子銘書について」沖縄県沖縄史料編集所編『沖縄史料編集所紀要』第9号1984、同「伊是名玉御殿をめぐる諸相」『沖縄の宗教と民俗―窪徳忠先生沖縄調査20年記念論文集―』第一書房1988、田名真之「玉城朝薫墓(邊土名家墓)の人々」浦添市教育委員会『玉城朝薫の墓調査報告書』第2節1989、北條真子・新里まゆみ・佐伯信之「「伊是名家」墓出土の厨子銘書と家譜―「松川家(尚姓)」の系図復元をめざして―」浦添市立図書館編『浦添市立図書館紀要』15号2004、拙稿「屋嘉比朝寄とその家族について」浦添市教育委員会『よのつち』第9号pp. 15-24、2013
- 7 浦添市教育委員会1997『伊祖の入め御拝領墓の厨子甕と被葬者―近世墓の考古学的調査による家族復元―』、浦添市教育委員会2006『比嘉門中墓の家族史―家族の数だけ歴史がある―・比嘉門中墓の調査概要』
- 8 宜野座村立博物館編『宜野座村立博物館紀要ガラマン―漢那ウェーヌアタイ木製家型墓複製製作に伴う調査―』第12号2006、金城善「糸満市字糸満の根人腹門中墓調査報告」首里城公園友の会編『首里城研究』2012、14号pp. 39-55等参照。
- 9 八重山の墓誌を事例紹介しているものには、新城剛「八重山焼―その用途と種類について―その用途と種類について②」『石垣市立八重山博物館紀要』第2号1977、阿利直治「沖縄県石垣市山田平等窯址、慶田川窯址、黒石川窯址」『石垣市文化財調査報告』第15号1993、池田榮史「線彫り紀年銘を持つ八重山近世陶器について―石垣市立八重山博物館収蔵資料を中心に―」『八重山博物館紀要』第16・17合併号pp. 1-15がある。ただし、事例数は少なく、厨子甕の銘は5例のみである。
- 10 この資料については蓋と身に記された銘書の内容が合致しない。セット関係の問題については後述する。
- 11 ただし、明確な世代間の繋がりには確認できなかった。
- 12 被葬者の整理が確認できるものは5点あり、明治20年代に行ったものが2点(③⑧)、明治40年代に行ったものが2点(⑤⑩)、大正9年に行ったものが1点(⑦)である。これらの整理には一定の法則があり、夫婦が別々の厨子に収められている場合には1つにまとめられる。その際に夫婦の子・孫と一緒に収められる事例もある。
- 13 前掲田名1989参照。
- 14 士族層も屋取人(居住人)として地方に居住していたが、原籍は首里・那覇にあるため村の正式な構成員ではなかった。
- 15 死去年については明記されていないが、大正4年の紀年が死去・洗骨のいずれも記されていないため、こちらを死去年と判断した。
- 16 該資料は氏・名乗が記されていないため、正確な身分が特定できない。だが、上述のように役職名が名前より先に記されている点と八重山に多く見られる大濱姓であることから八重山士族であると判断した。
- 17 赤焼御殿型の多くは石灰を全面に塗布することで、器全体を白く見せている。この点からも赤焼御殿型が石厨子の形態と質感を志向した厨子であったといえるだろう。
- 18 上江洲均「沖縄の厨子甕」『国分直一博士古稀記念論集日本民族文化とその周辺―歴史民俗編』新日本教育図書pp. 341-374、1980
- 19 その他にNo. 007・No. 053・No. 067・No. 115もセット関係に違和感がある。詳しくは附属の銘書一覧表を参照されたい。
- 20 前掲平敷においても宮古・八重山の墓誌は資料数が少ないため割愛されており、前述のように厨子銘の事例報告も僅かである。
- 21 『宮古島の岩陰遺跡―沖縄県宮古島市内遺跡発掘調査―』宮古島市教育委員2011で報告された古墓には厨子甕が使用されていない。記銘習俗そのものがどの程度浸透したのか、葬墓制の展開とともに検討する必要がある。

表1：銘書一覧表

No.		銘書内容		被葬者		死去年		洗骨年	備考
1	銘書	〈蓋〉拾壹世大濱當貢大正三年甲寅三月十六日大正七年戊■七月廿四日洗骨〈身前〉判読不能	被葬者	〈1〉大浜当貢	死去年	1914	洗骨年	1918	八重山士族。松茂氏大濱家
2	銘書	銘書なし	被葬者	—	死去年	—	洗骨年	—	
3	銘書	〈身〉壺川/大清雍四年宮城にや小/未六月廿七日■[一代カ]女むたし/同七月九日女ま■[かカ]戸	被葬者	〈1〉むたし 〈2〉まかと？	死去年	〈1〉〈2〉 1726？	洗骨年	〈1〉〈2〉 1726？	
4	銘書	〈身〉法司翁氏稲嶺親方盛方号瑞雲/大清康熙五十三年甲午五月廿六日卒/盛方室武氏号温心/大清康熙五拾七年戊戌九月十六日卒/同雍正五年丁未季秋日納骨	被葬者	〈1〉翁氏稲嶺親方盛方 〈2〉室(武氏)	死去年	〈1〉1714 〈2〉1718	洗骨年	1727	首里士族。翁氏稲嶺家 ※季秋は9月を指す
5	銘書	銘書なし	被葬者	—	死去年	—	洗骨年	—	
6	銘書	銘書なし	被葬者	—	死去年	—	洗骨年	—	
7	銘書	〈蓋〉雍正拾年壬子/九月三日/洗骨/元氏/■/比嘉筑親雲上/女房〈身〉回〔記号〕/仲■/山城筑登之	被葬者	〈1〉比嘉筑登之親雲上女房 〈2〉山城筑登之	死去年	—	洗骨年	〈1〉1732	蓋と身の被葬者異なる。蓋は元氏比嘉家
8	銘書	〈蓋〉乾■〔隆カ〕欠損/同三拾九欠損/仕申候/新垣筑親雲上妻うし/同五拾九年甲寅八月十七日/洗骨嫡子新垣筑親雲上	被葬者	〈1〉新垣筑登之親雲上妻うし 〈2〉嫡子新垣筑登之親雲上	死去年	〈1〉乾隆年間	洗骨年	〈1〉1794 〈2〉1794	身分不明
9	銘書	〈蓋〉兼本小元代/此墓仕立/入大掟兼本にや/歳三拾八■寅/之入 乾隆三/拾年/辛卯二月十八日/去 乾隆三拾九年/甲午十一月十二日/■〔王カ〕戌洗骨/故大掟兼本/にや妻/嘉慶八年/癸亥/正月二十一日/去義/七十三/嘉慶十六年辛未/八月三日洗骨	被葬者	〈1〉大掟兼本にや 〈2〉妻	死去年	〈1〉1765 〈2〉1803	洗骨年	〈1〉1774 〈2〉1811	百姓
10	銘書	銘書なし	被葬者	—	死去年	—	洗骨年	—	
11	銘書	〈蓋〉雍正十三乙卯十一月十六日洗骨/崎間親雲上男孫五ら〈身〉■久田村崎間親雲上/家石/康熙二十一年壬戌七月八日	被葬者	〈1〉崎間親雲上男孫五ら 〈2〉崎間親雲上家石	死去年	〈2〉 1682？	洗骨年	〈1〉1735 〈2〉 1682？	
12	銘書	銘書なし	被葬者	—	死去年	—	洗骨年	—	
13	銘書	銘書なし	被葬者	—	死去年	—	洗骨年	—	